

(案)

平成29年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る三次市採択基本方針について

平成28年 月 日

三次市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、三次市の児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を採択すること。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うこと。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 採択の権限

三次市立の小・中学校については、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択を行う。

(3) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正かつ公正の確保を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

(4) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後速やかに公開すること。

イ 次の事項について、採択後速やかに公開するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公開について、検討すること。

2 方法，組織及び手続き

教育委員会は、広島県教育員会の指導，助言又は援助を受け、次の方法，組織及び手続きによって、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位）ごとに採択を行うこと。

(1) 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

ア 小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

イ 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

ウ 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、原則，文

部科学省の「平成29年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を三次市教育委員会に提出する。